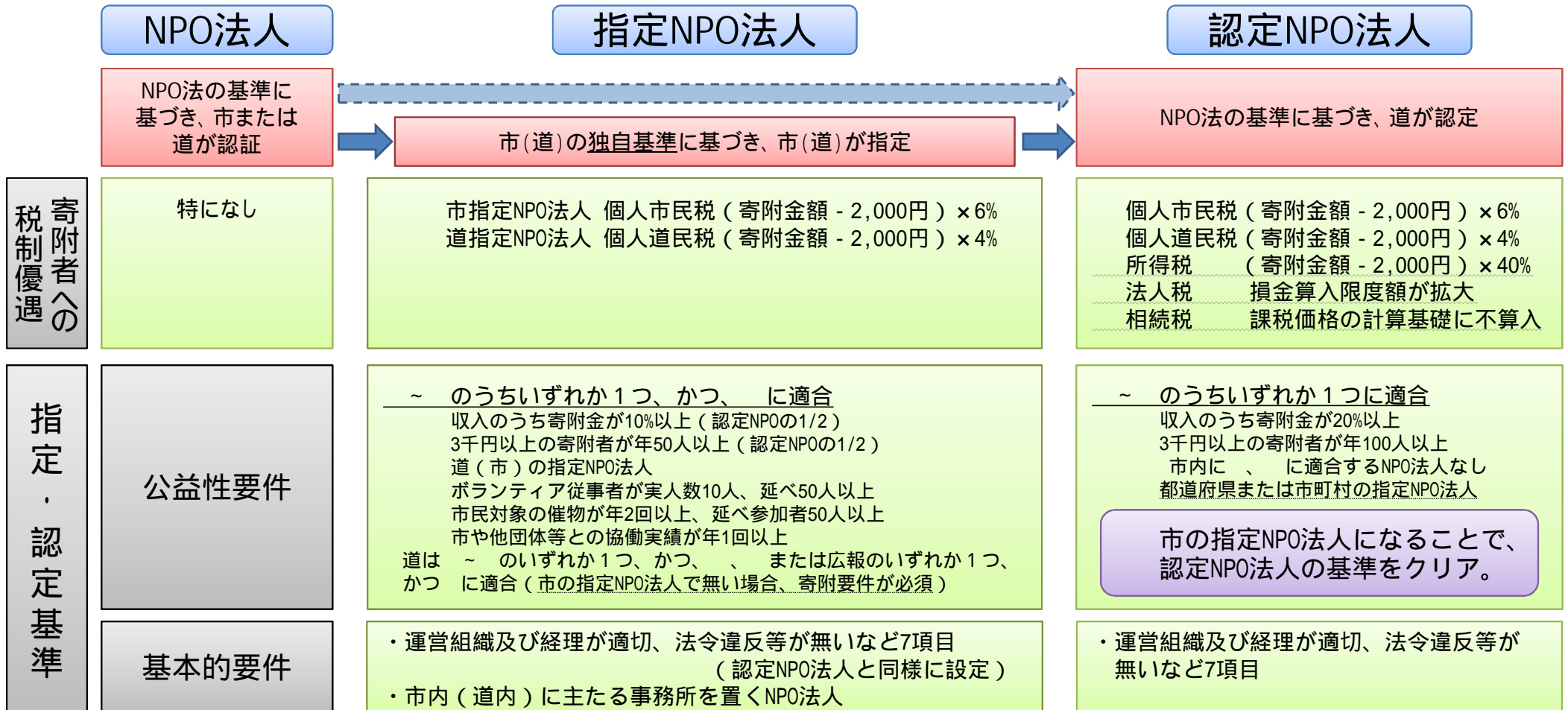


# NPO法人の条例個別指定制度について

((仮称)北広島市控除対象特定非営利活動法人の指定の基準、手続等に関する条例の制定)

- 平成23年6月に特定非営利活動促進法(NPO法)、地方税法が改正され、平成24年4月から施行。
- 地方公共団体の条例で指定されたNPO法人(指定NPO法人)に一定の寄附を行うと、個人住民税が減税される「条例個別指定制度」が導入された。
- また、指定NPO法人になると、寄附に対する多様な税制優遇措置がある認定NPO法人への移行要件が緩和される。
- 市民が寄附しやすい環境を整え、協働のパートナーであるNPO法人の活動の充実を目指すため、指定の基準、手続等に関する条例を制定する。
- 平成25年度に北海道、札幌市、江別市が制度導入済。平成26年度中に石狩市が導入予定。



市内NPO法人の状況(平成26年8月末現在)

法人数: 29法人(認定NPO法人、道の指定NPO法人なし) 平成25年度決算における寄附金額 4,479,276円(総収入の0.96%)

# NPO 法人の条例個別指定制度について

( (仮称) 北広島市控除対象特定非営利活動法人の指定の基準、手続等に関する条例の制定 )

## 1. NPO 法人の条例個別指定制度とその目的

平成 23 年 6 月に特定非営利活動促進法、地方税法が改正され、地方公共団体の条例で指定された NPO 法人(指定 NPO 法人)に一定の寄附を行うと、寄附者の個人住民税が減税される「条例個別指定制度」が導入されました。

また、指定 NPO 法人になると、寄附に対する多様な税制優遇措置がある認定 NPO 法人への移行要件が緩和されます。

条例個別指定制度の導入は、各地方公共団体の判断に委ねられており、指定の基準や手続も各地方公共団体の条例等で定めることされています。

本市では、多様化する市民ニーズに対応し、かつ、効率のよい公共サービスを提供するため、公益活動団体と市とが対等なパートナーとして協力・協調する「協働」を進めています。

NPO 法人は協働の重要なパートナーであり、また、寄附金は NPO 法人の財政基盤を強化するうえで重要な収入源となりますが、本市の NPO 法人は収入に占める寄附金の割合が全国平均に比べ低いことから、市民が寄附しやすい環境を整え、NPO 法人の活動の充実を目指すため、指定の基準、手続等に関する条例を制定するものです。

## 2. 指定 NPO 法人になるメリットは？

### 個人寄附者のメリット

指定 NPO 法人への寄附金から 2,000 円を差し引いた額の 6%が、寄附の翌年度の個人市民税から減税されます。北海道からも指定を受けた NPO 法人であれば、さらに 4%が個人道民税から減税されます。ただし、寄附者に特別の利益が及ぶ場合は対象外となります。

### 指定 NPO 法人のメリット

寄附金が減税対象となることによって、市民から指定 NPO 法人への寄附の促進が期待されるほか、認定 NPO 法人になるためのパブリックサポートテスト基準 (PST 基準) がクリアされるため、認定 NPO 法人に移行しやすくなります。

#### 【PST 基準とは？】

NPO 法人が、広く一般市民から支持され、公益性を有すると判断されるための要件です。

相対値基準：経常収入金額に占める寄附金等収入金額の割合が 5 分の 1 以上

絶対値基準：3,000 円以上の寄附者が年平均 100 人以上

**地方公共団体が条例で個別に指定**

#### 【認定 NPO 法人とは？】

特定非営利活動促進法の基準に基づき認定されると、下記の税制上の優遇が受けられます。

個人が寄附をした場合：認定 NPO 法人への寄附金から 2,000 円を差し引いた額の 40% (所得税)、6% (市民税)、4% (道民税) が、それぞれ減税

法人が寄附した場合：一般寄附金の損金算入とは別枠で損金算入が可能

相続人が寄附をした場合：寄附した相続財産が非課税

当該 NPO 法人：みなし寄附金制度 の適用

### みなし寄附金制度

収益事業に属する資産から、収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業に該当するもののために支出した金額が、収益事業に係る寄附金の額とみなされます（みなし寄附金）。みなし寄附金の損金算入限度額は、所得金額の50%又は200万円のいずれか多い額までの範囲となります。

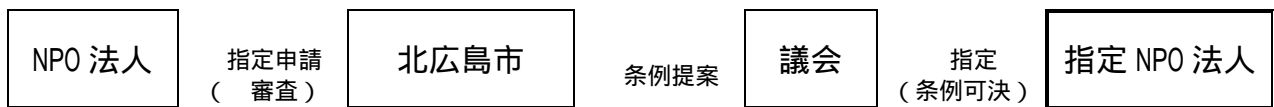
## 3. 指定 NPO 法人になるためには？

北広島市に指定の申請をします。

市は、指定の基準や手続を満たしているか審査します。

指定の対象となる場合は、市は、議会に法人の名称等を記載した「控除対象特定非営利活動法人等を定める条例」を提案します。

議会の承認を得て条例に法人の名称等が記載されることにより、指定 NPO 法人となることができます。



## 4. 制度導入にあたっての基本的な考え方

条例個別指定制度の導入にあたっての、市の基本的な考え方は、次のとおりです。

### 公益性の高さや組織運営の健全性に着目

指定 NPO 法人に対する寄附によって個人市民税が優遇されることに着目すると、その対象となる活動は本市（市民）にとって特に有益であると言えることが望ましいと考えます。このため、地域課題の解決に向け様々な活動主体と協働するなど、公益性が高い活動を行っていることや、継続的に活動が行えるよう、組織運営の健全性が図られていることを要件とします。

### 市民から広く認知されにくい活動への配慮

福祉や教育の分野で特定の課題を対象とした活動や、特定の地域に根差した活動など、市民から広く認知されにくい活動を行う NPO 法人は、PST 基準（1 ページ参照）のみでは公益性を評価しづらい面があります。そのような NPO 法人でも、公益性の高い活動を行っている場合は対象となるよう、PST 基準の緩和や市民の参加実績に基づく基準を設定します。

### 北海道の条例個別指定制度との整合

北海道の条例個別指定制度においては、市町村から指定を受けることで、北海道の指定要件の一部を満たすこととなっていることから、北海道と基本的な考え方を共有し、整合性に留意した制度とします。

また、制度の導入にあたっては、北広島市市民協働推進会議での検討や、パブリックコメント、市内 NPO 法人との意見交換などを行い、指定の基準、手続等を決定します。

## 5. 指定 NPO 法人の基準

NPO 法人が指定 NPO 法人になるためには、活動に一定の公益性を求める「公益性要件」と、北広島市内に主たる事務所を有し、かつ、組織運営面の健全性を求める「基本的要件」に適合することを必要としています。これらの要件に適合するかどうか判定する期間（実績判定期間）は、2 事業年度としています。

### その1 公益性要件

公益性要件は、次の ~ のうちいずれか1つ、かつ、 の要件を満たすことを要件とします。

経常収入金額のうち寄附金等収入金額の占める割合が10分の1以上であること。

寄附金の総額が年3,000円以上である寄附者の数が年平均50人以上であること。

#### 【認定 NPO 法人の PST 基準の緩和】

市民から認知されにくい活動や一定の地域に根ざして活動を行う NPO 法人にとって、PST 基準の割合を満たすのは難しいと考えられますので、緩和した基準を設定します。

北海道から条例個別指定を受けていること。

市内において特定非営利活動にボランティアとして従事した者の延べ人数が50人以上であること。ただし、実人数が10人以上であること。

#### 【ボランティア活動実績】

課題が市民から認知されていない分野など、NPO 法人の中には寄附という形ではなく、ボランティアを有効活用して活動を維持する場合があります。寄附以外の支援についても評価できる基準を導入し、指定対象の幅を広げます。

市民を対象としたその事業活動に係る催物を年2回以上開催し、かつ、参加者の延べ人数が50人以上であること。

#### 【一般市民を対象とした事業の実施】

一般市民を広く対象とした事業（セミナーやイベント）を実施し、一定数の参加がある場合、公益性のある活動とみなし、指定の対象とします。

市内における他団体との協働事業を各事業年度に1回以上実施していること。

#### 【協働による特定非営利活動の展開】

NPO 法人が地域課題の解決に向けた活動を地域と一体となって実施していることを確認するための要件として、各年度、市内において、国、地方公共団体、企業、大学、研究機関、町内会・自治会等の地縁組織などとの協働事業を実施していることを基準に設定します。

### ポイント

公益性要件の各要件の水準については、北海道の条例個別指定制度の要件と同じ水準としています。ただし、市の基準では、市内 NPO 法人の状況を勘案し、北海道の条例個別指定制度よりもクリアすべき項目数を少なくすることにより、より指定の対象となりやすくなるよう配慮しました。

## その2 基本的要件

基本的要件は、認定 NPO 法人になるための運営要件を準用して設定します。

指定の対象となる NPO 法人は、事業活動の内容や財務状況等が適正であるとともに、市民に対して十分な情報公開を行うなど組織運営面の健全性や適切性が求められます。

認定 NPO 法人の運営要件は、法人の組織運営状況を判断する基本的な要件となっているため、これらの要件を準用するものです。

事業活動において、共益的な活動の占める割合が、50%未満であること  
運営組織及び経理が適切であること  
事業活動の内容が適切であること  
情報公開を適切に行っていること  
事業報告書等を法の規定に基づき所轄庁に提出していること  
法令違反、不正の行為、公益に反する事実がないこと  
設立の日から1年を超える期間が経過していること  
北広島市内に主たる事務所を有すること

### ポイント

基本的要件については、認定 NPO 法人になるための運営要件を準用しています。

このため、北広島市から指定を受けると、認定 NPO 法人の認定基準である「PST 基準」と「運営要件」をいずれも満たすこととなり、円滑に認定 NPO 法人へ移行できます。

このほか、暴力団など、認定 NPO 法人の欠格事由に該当する法人は、指定を行わないものとします。

## 6. 審査の方法、指定後の手続等

### 審査の方法

NPO 法人から指定申出書等の提出があった場合に、指定の手続を行うかどうかは、市（行政推進課）で審査し、決定します。審査は、書類審査を基本としますが、必要に応じて実態調査やヒアリングを実施します。

#### 審査から指定までの手続の流れ

条例で NPO 法人を指定するには、市議会の議決が必要です。定例の市議会は年 4 回開催されますが、審査手続に慎重を期すことが求められるため、指定の実施は年 2 回とします。

審査の流れは、概ね以下のとおりです。事前相談については、必須ではなく、任意で行うことを想定しています。

	1月	2月	3月	4月	5月	6月指定
	7月	8月	9月	10月	11月	12月指定
項目	事前相談（通年）					
	審査期間					
	申請期限			結果通知	議会提案	議会議決

### 指定後の手続等

#### 【指定の有効期間】

指定の日から 5 年とし、有効期間満了後は、更新による延長を可能とします。

#### 【報告義務】

一般の NPO 法人は毎事業年度、事業報告書等を提出しなければなりません。指定 NPO 法人は、これに加え、役員報酬等の規程、収益の明細などを毎事業年度、報告するとともに、広く公開することとします。

#### 【監督】

##### 報告・検査等

指定 NPO 法人が法令等に違反したり、運営が著しく適正を欠いている疑いがある場合は、市長が報告を求めたり、立入検査を実施します。

##### 指定の取消し

指定 NPO 法人が、偽りその他不正な手段で指定を受けた場合などには、指定 NPO 法人に該当しないこととする手続（取消し）を行います。また、指定基準に適合しなくなったとき、法令違反が認められたときなどには、指定の取消しを行います。

## 7. 税収に与える影響

条例個別指定制度の導入によって、個人市民税の減収が見込まれます。

市内 NPO 法人の平成 25 年度事業報告書から受取寄附金額を調査すると、個人 9 人(推定)から 1,061,945 円の寄附がありました。(法人や匿名の個人などからは 3,417,331 円)

これらの法人が指定 NPO 法人となり同額が寄附されたと仮定して、おおよその個人市民税の減収見込額を計算すると、62,636 円になります。

受取寄附金額合計	控除額×人数	税率	市民税減収見込額
( 1,061,945 円	- 2,000 円×9 人	) × 6%	= 62,636 円

指定後は、寄附金額の増加が見込まれます。市内に NPO 法人は 29 法人ありますが、すべての法人が指定を受け、各法人に 100 人の市民から各 3,000 円の寄附 (PST 基準の絶対値基準) が新たに増加したと仮定すると、さらに、174,000 円の減収となります。

## 8. 北海道・他市町村の制度導入状況

### 北海道 (平成 25 年 10 月 15 日 手続条例施行、平成 25 年 12 月 20 日 1 法人指定)

➔ 認定 NPO 法人の PST 基準を 2 分の 1 に緩和し、道内市町村が指定した法人についても要件を満たすものとしています。

【公益性要件】(ア～ウのいずれかに適合)

- ア 経常収入金額のうち、寄附金等収入金額の占める割合が 10 分の 1 以上
  - イ 3,000 円以上の寄附者が年平均 50 人以上
  - ウ 道内市町村条例により指定されている法人
- PST 基準の 2 分の 1
- 北海道独自要件

➔ その他、以下の「道民周知・道民参加に関する要件」を満たさなければなりません。(道独自要件)

【道民周知・道民参加に関する要件】( 、 の両方に適合)

次のいずれかに適合

- ・新聞等を通じた道民に対する情報提供が年 2 回以上
- ・広報資料の配置が道内の公共施設等に 5 カ所以上
- ・道民を対象とした催物開催数が年 2 回以上、かつ参加者が延べ 50 人以上
- ・道内における事業活動へのボランティア従事者が年延べ 50 人以上、かつ実従事者が 10 人以上

道内において、国、地方公共団体、他の団体との協働実績が年 1 回以上

### 札幌市 (平成 26 年 1 月 1 日 手続条例施行、平成 26 年 5 月 30 日 1 法人指定)

➔ 北海道の「公益性要件」である寄附の要件を必須としていません。また、市民参加に関する要件(イ・ウ)は北海道の基準より厳しくなっています。

札幌市独自の要件として、特定非営利活動に係る事業規模が相当程度ある場合、一定の公益性があるもの認め、事業費が150万円以上である法人についても指定の対象としています。

【公益要件】（ア～オのいずれかに適合）

- ア 3,000円以上の寄附者が年平均50人以上 → PST基準の2分の1
- イ 市内における事業活動へのボランティア従事者が年延べ100人以上、かつ実従事者が10人以上
- ウ 市民を対象とした催物開催数が年4回以上、かつ参加者が延べ100人以上
- エ 特定非営利活動に係る事業費が年間150万円以上 → 札幌市独自要件
- オ 北海道条例により指定されている法人

→ 北海道の「道民周知・道民参加に関する要件」を市内に限定（参加者数は北海道基準の2倍）

→ その他、特定非営利活動の継続性、発展性が認められることを総合的に評価・審査することとしている。

江別市（平成26年3月31日手続要綱市長決裁）

→ 北海道の条例により指定されていることを要件としています。

市長は、前条の申出書を提出した特定非営利活動法人が、北海道控除対象特定非営利活動法人等を定める条例（平成25年北海道条例第61号。以下「北海道指定条例」という。）別表に掲げられていること及び江別市内に主たる事務所を有することを確認した上で、指定のために必要な手続を行うものとする。

石狩市（平成26年9月手続条例議会提案）

→ 北海道の要件を、さらに緩和した内容になっています。北海道の「公益性要件」である寄附の要件を必須としていません。

【支援参加基準】（～のいずれかに適合）

経常収入金額のうち、寄附金等収入金額の占める割合が10分の1以上  
3,000円以上の寄附者が年平均50人以上 → 北海道の「公益性要件」  
北海道条例により指定されている法人

市民を対象とした催物開催数が年2回以上、かつ参加者が延べ50人以上  
市内における事業活動へのボランティア従事者が年延べ50人以上、かつ実従事者が10人以上

【協働事業基準】（必須）

市内において、国、地方公共団体、他の団体との協働実績が年1回以上

→ 北海道の「道民周知・道民参加に関する要件」を市内に限定

いずれの制度も、上記のほかに認定NPO法人の運営要件と同様の要件を定めています。